



南のかぜだより

NO. 5

発行日 平成 29 年 7 月 吉日

発行 特定非営利活動法人
ソーシャルネット南のかぜ



「生きていてよかった」と思えるように、そして、身近な地域で
支えあう人が活動できるように、権利擁護活動に関する事業や、
支援者を支える事業を行い、市民が地域で安心してくらしていける
よう地域福祉の増進に寄与することを使命とします。



「私の物語を紡ぐノート」作成にむけて

昨年企業の社会貢献活動である公益財団法人大和証券福祉財団ボランティア活動助成金に
障がい者とその家族の支援として「私と親なき後の子どもの未来プランノート」を企画し、応
募致しました。

将来の親の不安に応えられるよう、私を支えてくれる人たちが、見えるようにするノートの
企画です。

おかげさまで稲城市社会福協議会の推薦を受けて助成金を受けることが出来ましたので今
年 12 月までには完成させて報告することになります。

日野青い鳥福祉会と成年後見制度の勉強会を通して意見交換の中で浮かびあがった「成年後
見制度利用が頭の上を通り過ぎていく…何度講演を聴いたろうか…何故？」という声に真摯に
応えて行くことこそが、地域の支援活動につながると考え、今年このノート作りへのご協力を
お願い致しました。

「私と親なき後の子どもの未来プランノート」を発展させて「私の物語を紡ぐノート」とし
て障がいを持つ子どもの親御さんの意見も具体的な作成につなげることとなりました。

「私」…親としての私、子どもの私…等です。私の人生を振り返り、これからの私を想像し、
人生を「生きていてよかった」と思えるノート、さらに私の思いを次につむぐことができるノ
ートづくりを目指していきたいと思えます。このノートを活用することで地域に人と人のつな
がりの輪が広がっていくことを願って、ただ今作成中です。

弁護士による

法律相談（要予約） 毎月第 2 木曜日

法律事例検討会 毎月第 4 金曜日 13:30～

会員対象に、後見活動に関する法律的な相談
会を実施しています。弁護士に確認することで
法的な根拠に基づく成年後見活動を実施してい
くことが可能です。

権利擁護講座のご案内

南のかぜでは、年に 1～2 回
権利擁護講座を開催し、地域
後見人を養成しています。

ホームページなどのご案内
しています。



日野青い鳥福祉社会の勉強会

権利擁護講座に

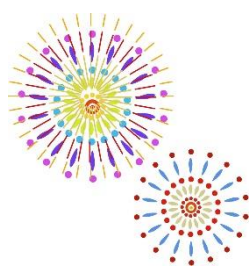
参加して

12月から2月に亘り全4回の権利擁護講座に参加させて頂きました。参加者は知的障害を持つ子供の親が中心で、自分も含め親達の多くが高齢に差しかかり、親亡き後の障害を持つ子供の生活をどう守っていくのか成年後見制度の必要性を実感している参加者が多かったため、毎回大変熱心で真剣味溢れる雰囲気でした。今までも何度か成年後見制度の勉強会に参加してきましたが、お金にかかわる「財産管理」についての説明に重点をおかれることが多く、生活にかかわる「身上監護」についての説明を聞ける機会が少なかつたため、今回の講座では身上監護についての沢山のお話を聞けたことが私にとっては大きな収穫となりました。身上監護は被後見人本人の生活や健康に関する「法律行為」を後見人の役割とされること、制度の基本姿勢項目

ではどのように生活したいかは本人が判断すべきであり、本人が住み慣れた地域で生きがいのある生活が送れるように努めるとありますが、現状では被後見人本人にとって身上監護面ではまだまだ十分な支援がされていないという点や、財産管理はしっかりと自身も身上監護については消極的な後見人も多いということを知りました。将来的には自分も成年後見制度を利用しようと考えている中で、身上監護をしっかりと理解し実践できる方を選任してもらえらる方に、こちらもしっかりと候補者を考えていかななくてはならないと痛感いたしました。また、今この身上監護面が十分支援されていない現状や、後見人が消極的にならざるを得ない現状には成年後見制度そのものが「制度・法律」であるがゆえの問題点もあることを知れました。講師の方のお話がとても印象的でした。『法律は変わらないものではなく、その時代や現状に合わせて変えていくものです。制度的にできないとされることや、おかしいと感じることに対しては、できない・ダメだと諦めずどうしたらできるの

かを考えること、声をあげていくこと、より良いものになるように行動していく等の考えを持つことが大切である』というお話でした。成年後見制度について、そして制度を利用しようとする側の姿勢を改めて考えさせられる良い機会となりました。

福島民雄



「のどごし」の悪い言葉に出会ったが・・・

「権利擁護講座」『ようござ』とは何とも難しい漢字である。お誘いを受けてお断りする立場になく、…と咀嚼できないでいたが、ひらめいた。皆さん、分からないから集まってくるのだ。分かるように噛み砕いて下さるはずだ。もし、聞いて難しいようなら講師の責任、私の頭脳が問われているのではない、と飲み込むことにした。

さて、「後見とは…」と堅苦しい、味気ない定義論ならイネムリ、しっかりと鋭気を養うくらいの腹で参加した。ウン？なに？エツ？そうか！なるほど！結構、聞かせる話になってきた。「ところで、これは？ヘンだぞ！どうなってるの？」この空気なら、手を挙げてもよさそうだ。少しトンチンカンでも笑いが取れるというものだ。積極性は人間関係の土壌だと手を挙げたが、外された。私より先にしゃべり出した方がいた。これはいい勉強のノリになってきた。素朴な引っかけり、常識的な疑問、興味本位の視点、いろいろ浮かんでくる。こんなやり取りから気楽に“後見人活動”の中身が少し伝わってきた。思わぬ収穫である。現場人としては理屈では意味がない。ケーススタディから制度趣旨を承知して、青い鳥の目標「障害者の地域生活を応援する」ための視点を把握したい。もう一步、踏み込んでいく必要があるような領域であることを嗅ぎ取った。

さてさて、10人を超す関係者が参加したこの講座も4回を終了。私ども、青い鳥福祉社会のH29年度事業計画には、

このことがどのように表現されてくるのか、興味深いことである。まずは、利用者の中で後見人がついている方々との関係を振り返り、青い鳥との関係を吟味することからである。利用者の暮らしぶりについてのどのような反映をしているのか、私ども職員はどのような刺激をいただいているのか、確認をしたい。生活支援の立場から、後見人の立場から地域生活を支えているわけで、チームとしてそれぞれの担うことを承知し合っていくことが大事になるのである。『南のかぜ』に続くコトバは「風力3」である。風を感じ、木の葉が揺れ、そして白波が立つ。さらに小枝が揺れ、波頭が砕け、砂埃が飛び、そしてごみが宙に舞うー風力4になると出番だ。誰でもどこかで人生の風の季節に出会うものだ。

村瀬精二



他機関の研修、勉強会に参加して

ストレス研修
に参加して。

生活上のプレッシャー（ストレス）は程度の差こそあれ、常に感じている気がします。人は最大のパフォーマンスを得るには適度のストレスが必要で、適度のストレスは人にとって大事なようです。過度のストレスは体やメンタル、行動の変調となって表れ、とにかく「早く気づくこと」が重要との事。特にメンタルの不調は気づきにくく注意が必要とのことでした。

参加者それぞれにストレス解消法が問われました。運動、旅行、音楽等、人様々。自分はお喋りする事、人と（に）話すことで、随分救われてきた気がします。

最後にメンタルの鍛え方を習いました。物事をポジティブに捉える、良いイメージを視覚化・言語化する、呼吸法、筋弛緩法、自立神経訓練など実技を含め盛りだくさんでした。

た。ストレスはうまく付き合うことが大切、他の人を助ける事（人と付き合う、人の役に立っている、笑顔）こそがストレスと上手く付き合うヒントになるという事が心に残った研修会でした。

小川弘子

安全運転講習を

受けました。

移動手段は専ら自家用車の私です。運転席に座るとときたがりがあり長い事続けてきます。それは呪文です。「鉄の塊が走ります。一寸でもよそ見をしないこと、何かしながら運転は駄目、安全運転をします」とね、そして胸に手を当て「気を付けて事故が起きないように」と念じます。そして、「もし事故を起したら取返しがつかないですよ、あ！！では遅いです。叫んだらもうおしまいですよ、すべて失いますよ」と肝に銘じました。これが私の呪文です。

結構しつこいですが省略した時は信号待ちで唱えます。さて今年3月16日19時〜21時カーロガーデン八王子1Fのホールにて安全運転講習会があり、当法人から2人参加させていただきました。職員さんがとうございました。職員の和やかな雰囲気の中で適性検査が用意され高齢の私はハンデイを感じつつ頑張りました。結果ですか・・・やはりお伝えしましょう。検査は頑張つて早ければよいのではなく、いつも心の平静さを保つ運転が最も大事なことでと言われた気がします。また呪文が一つ増えました。

皆さん、信号のない横断歩道は歩行者優先をご存知ですか。車の速度を落とし横断歩道で運転席から5メートル以内に歩行者等が居ましたら停車しますよ。意外と停車せずに歩行者を待たせて走り抜ける車を見ますが、交通違反になります。

長田さかゑ

新会員の紹介

この度、「南のかぜ」に5月より入会させていただきました。羽賀千恵と申します。すでに退職をし、来年3月は2度目の定年を迎えます。退職後は、地域での福祉の活動を通してお待ちしております。

大輪さんとの出会いで、この会に入会させていただきました。福祉に関しては、理解しているとは言えませんが、今後、皆様に「指導いただき「南のかぜ」の「台風」とならないように努力したいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

羽賀千恵

H29年 第4回 定期総会が開催されました。

5月28日（日）稲城市立iプラザ

- | | |
|-------|-------------------|
| 第1号議案 | ○定款の変更（貸借対照表の掲示） |
| 第2号議案 | ○平成28年度事業報告書 |
| 第3号議案 | ○平成28年度決算報告書・監査報告 |
| 第4号議案 | ○平成28年度正味財産増額の処分 |
| 第5号議案 | ○理事の選任 |
| 第6号議案 | ○平成29年度事業計画書 |
| 第7号議案 | ○平成29年度予算書 |
- 以上すべてが承認されました。

理事長が交代いたしました。

長田理事から、大島理事にバトンタッチ！
今後とも、
よろしくお願いたします。



【一ロメモ・パクチャー】

パクチャーの効果で特筆すべきは、**デトックス効果**と**アンチエイジング効果**です。また、パクチャーは栄養が豊富な香草でビタミンA、B2、Cなど健康・美容効果がある**ビタミン類**が含まれています。さらにあの独特の香り。あの香りによって**食欲増進や消化器官の活性化**などの効果が期待できます。

5つの生活場面（個人の権利、生活環境、健康管理と医療、労働と社会生活力の向上、安全な環境）

Personal Living Arrangements Healthy Care Work & Habilitation Safe Environment

米国ニュージャージー州の人権保護団体(The Guardianship Association of New Jersey, Inc)が刊行している「日常生活における権利と責任を具体的に理解するために“Where Human Rights Begin: Human Rights and Guardianship for Individuals with Developmental Disabilities”」という発達障害 (developmental disabilities) 者のための活動報告書の第1部に自己決定：権利と責任の例が記載されています。その中の「26の権利と責任“Summary Chart Of 26 Human Rights”」について、この「南のかぜだより」に連載しています。(1.「Respect」は前号に記載)。

4. 「VOTE」投票について

個人の権利の第四は、VOTE すなわち投票に関する権利です。

To register and to vote in elections,if you want to do so

「あなたが望むならば選挙で投票する事ができるという権利です。」

そして、この権利の実現に向けて2つの例が挙げられています。

To vote the way you want to vote at meetings,in organizations, and in mational,state and community elections

「国や地域の選挙で、所属する組織の会議での投票で、あなたが望む方法で投票しましょう。」

To respect those who do not vote the way you vote or who choose not to vote

「人それぞれの投票の仕方を尊重しましょう。また、投票しないという選択をした人をも尊重しましょう。」

日本では、平成25年6月まで、成年後見制度を利用すると選挙権・被選挙権を失っていましたが(保佐、補助は除く)平成25年5月の法律改正により成年被後見人の選挙権が回復されました。以下は、総務省のホームページの記載からの転記です。

成年被後見人の方々の選挙権について

平成25年5月、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律が成立、公布されました(平成25年6月30日施行)。

これにより、平成25年7月1日以後に公示・告示される選挙について、成年被後見人の方は、選挙権・被選挙権を有することとなります。

また、この改正では、併せて、選挙の公正な実施を確保するため、代理投票において選挙人の投票を補助すべき者は、投票に係る事務に従事する者に限定されるとともに、病院、老人ホーム等における不在者投票について、外部立会人を立ち合わせる事等との不在者投票の公正な実施確保の努力義務規定が設けられました。

会員募集中です。あなたも会員に!

私たちの活動は、会員の会費に支えられています。

正会員 <入会金> 個人 10,000円 団体 10,000円

<会費> 個人 12,000円 団体 10,000円

賛助会員 <入会金> なし

<会費> 個人 3,000円 団体 10,000円

《連絡先》 特定非営利活動法人
ソーシャルネット南のかぜ事務局
〒206-0804 東京都稲城市百村 1620-18
Tel & Fax 042-379-8485
Mail: minaminokaze@triton.ocn.ne.jp
URL: <http://minaminokaze-social.net/>
営業時間: 10:00~16:00 (土日祝日は除く)

